工事・県内

〔令和9・10年度定期申請〕

沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書
提　出　要　領

県内業者（主たる営業所を**県内**に置く者）用

※　入札参加資格審査申請後、変更事項が発生した場合の変更届・承継についての申請様式も掲載していますので、この要領は審査後も捨てないでください。

※　申請方法は、郵送又は窓口受付になります。

沖縄県　土木建築部　技術・建設業課

目　　次

１．はじめに …… 1

２．データ申請の手順…… 1

３．建設工事入札参加資格申請要件
（１）申請要件 …… 2
（２）留意事項 …… 2

４．申請の方法
（１）受付期間 …… 4
（２）申請方法及び郵送先 …… 4
（３）提出書類一覧表…… 5
（４）提出方法及び提出部数 …… 9
（５）結果の通知 …… 9
（６）申請以後の変更届……10
（７）入札参加資格審査申請後の承継……10

５．その他
別表　市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表 ……11
別表　資格区分コード表……12
入札参加資格申請後変更届出書（第３号様式（第７条関係））……13
建設工事入札参加資格承継書（第４号様式（第８条関係））……14

１．はじめに

沖縄県が発注する令和９・10 年度の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

なお、国や市町村等、沖縄県以外の機関が発注する公共工事に入札参加を希望する者は、各発注機関に対して別途申請が必要です。

２．データ申請の手順

CD-R（窓口受付のみ USB メモリ可）を用いたデータ申請及び受付を行います。

提出要領５頁の４．(３)提出書類一覧表で書類を揃えてから、データ申請入力してください。

１　沖縄県技術・建設業課のホームページから「入札参加資格」にアクセスする。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1027288/index.html

⇩

２　「令和９・10 年度建設工事等入札参加資格審査（定期）」のページにアクセスし、「建設工事（県内）」Zip のエクセルファイル等をパソコンにダウンロードする。

⇩

３　データ提出に用いる CD-R 又は USB メモリ(データが何も入っていない空のもの）をパソコンに接続し、「入力手引書」に従い、申請書（エクセルファイル）に必要事項を入力する。

⇩

４　CD-R 又は USB メモリにデータを保存し、申請書をプリントアウトする。
※データを保存すると自動的に申請書が作成・印刷されます。
保存されるデータはエクセルファイル×１、自動作成された csv ファイル×２の３つとなります。
行政書士が複数の業者についてまとめて申請する際は、業者ごとにフォルダを作成してください。なお、申請に係るデータ以外のファイル等は、CD-R 又は USB メモリに保存しないでください。

⇩

５　データ（CD-R 又は USB メモリ）と申請書（添付書類を含めフラットファイルに綴る）を提出する。（窓口受付のみ USB メモリ可。CD-R はこちらで処分します。）

３．建設工事入札参加資格申請要件

（１）申請要件　（※基準日は令和８年 12 月１日とする。）

次の①から⑫を全て満たしていること。

① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
（適用が除外されている場合を除く）

② 雇用保険に加入していること。
（適用が除外されている場合を除く）

③ 建設業退職金共済制度（建退共）等に加入していること。

④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）
※免除業種
（タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事）

⑤ 申請する業種について、建設業許可を受けていること。

⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、１年以上を経過していること。
ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

⑦ 申請する業種について、令和７年７月１日から令和８年６月 30 日までに有効かつ直近の経営事項審査の結果通知を受けていること。

⑧ 営業開始後１年を経過していること。

⑨ 申請する業種について、⑦の結果通知書における**年間平均（２年又は３年）完成工事高があること**。ただし、**格付５業種**（土木、建築、電気、管、舗装）については、年間平均（２年又は３年）完成工事高が **500 万円以上**であること。

⑩ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

⑪ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は心身の故障により建設業を適正に営むことができない者でないこと。

⑫ 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第２条第２項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（２）留意事項

① **「官公需適格組合」**及び**「合併・譲渡・分割等の企業再編等」**を実施した事業者には、特例の適用があります。詳細については、技術・建設業課 建設業指導契約班（TEL098-866-2374）へ確認願います。

② 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が 18 万円を下回る者は認められません。

③　入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは、資格の登録を行わないこと、または資格の登録を取り消すことがあります。

ア．入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

イ．審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。

ウ．審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

④　入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和 11 年３月 31 日までです。

ア．追加受付は、令和９年度中に２回実施する予定です。（６月及び 12 月の予定）

イ．受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請してください。

ウ．追加受付では、新規登録及び既登録業者の未登録の業種区分について追加受付を行います。

⑤　令和７・８年度入札参加資格を持っていない業者で電子入札対応であることを条件とする業種及び等級格付を新規で申請する業者は、記載例を参考に誓約書を提出してください。

（誓約書記載例）

誓　約　書

沖縄県知事　殿

私は、令和９・10 年度沖縄県建設工事入札参加資格審査申請において、電子入札対応業者であることを等級格付の条件とする業種を新規で申請するにあたって、下記の事項について誓約します。

記

１　「入札参加適格合格通知書」の取得後は、直ちに電子入札システムへの登録手続き等を行い、入札参加資格の条件を満たします。

○年○月○日

所在地　　沖縄県○○市○○　○○番地○○
商号名称　　株式会社 ○○○○
代表者名　　代表取締役 ○○　○○

４．申請の方法

（１）受付期間

令和８年 12 月１日(火) ～ 12 月 14 日(月)　※郵送の場合は、必着

窓口時間

午前：　９時 00 分 ～ 11 時 30 分

午後：　13 時 30 分 ～ 16 時 00 分

（２）申請方法及び郵送先

原則郵送申請となります。

窓口申請の場合は、書類の預かりのみの対応となります。予約制ではありません。

※ 郵送申請の場合は、書留郵便等（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。

知事許可業者については所轄の土木事務所、大臣許可については本庁技術・建設業課が対応致します。

【知事許可業者】

沖縄県北部土木事務所 庶務班宛

〒905-0015　名護市大南 1-13-11　TEL　0980-53-1255

沖縄県中部土木事務所 庶務班宛

〒904-2155　沖縄市美原 1-6-34　TEL　098-894-6510

沖縄県南部土木事務所 庶務班宛

〒900-0029　那覇市旭町 116-37　TEL　098-866-1129

沖縄県宮古土木事務所 総務用地班宛

〒906-0012　宮古島市平良西里 1125　TEL　0980-72-2769

沖縄県八重山土木事務所 総務用地班宛

〒907-0002　石垣市真栄里 438-1　TEL　0980-82-2217

【大臣許可業者】

沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契班　（県庁 13 階）宛

〒900-8570　那覇市泉崎 1-2-2　TEL　098-866-2374

＊窓口申請をされる方は県庁 11 階第１・２会議室へお越しください。

（郵送する際の注意事項）

１．封筒の表面に「R９・10 入札参加申請書（県内）」、「会社名」及び「建設業許可番号」を明記してください。

２．書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。

３．申請期間中に申請書を提出された場合であっても、提出書類等の不備により指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できないこともあります。

４．訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので、早めに提出してください。

５．書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受付印を押印し返却しますので、返信先を記入し切手を貼付した返却用封筒又はレターパックを同封してください。

申請データの保存媒体は CD-R を利用してください。（CD-R はこちらで処分します）

（３）提出書類一覧表

提出書類 No.2 から No.4 については、技術・建設業課ホームページに掲載の「入力手引書」を参照し、エクセルにより作成してください。また、提出する書類は、データ保存を行った際に自動出力されたものを提出してください。

※提出書類は、申請書チェックシートで確認のうえ提出してください。

No	提　出　書　類　等	備　　考
1	申請データ(CD-R(窓口のみ USB メモリ可)) 申請データ以外は、何も保存しないこと CD-R 表面に「会社名」「許可番号」を記入	申請書（エクセルファイル）に、「入力手引書」に従い必要事項を入力し、自動出力されたデータが保存された CD-R (審査後こちらで処分します)（窓口のみ USB メモリ可）
2	建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式） ※データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの。	令和８年 12 月１日現在の状況を記入 担当者名等を記入 ※押印不要
3	建設工事入札参加資格審査申請書（2 枚目） ※データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの。	令和８年 12 月１日現在の状況を記入
4 格付	技術職員有資格者名簿 ※データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの。	令和８年 12 月１日現在で在籍する常勤の技術者。格付５業種を申請する場合のみ記入 「健康保険、厚生年金保険にかかる標準報酬決定通知書等写し」の名前順に入力する。 ※標準報酬月額が 18 万円を下回る者は技術者として認められません。
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	審査基準日が、令和７年７月１日から令和８年６月 30 日までに受けた有効かつ直近の経営事項審査の結果通知書 ※**格付**対象業種を申請する場合で、令和８年７月１日以降を審査基準日とした合併時経審等の結果通知書を添付する場合（入札参加申請までに受領した結果通知書に限る）は、「合併時経審」と余白に朱書きして、フラットファイルとクリアファイルの両方に入れて提出すること。
6	建設業許可通知書又は許可証明書	写し可

No	提　出　書　類　等	備　　考
7	建設業労働災害防止協会加入証明書	写し可
8	県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税） **※直前２期分**	**未納税額がないこと**の証明書（写し可） ※県税全税目証明書を提出する場合は、確定申告後又は決算後の納付が確認できる証明日であること。
9	国税納税証明書（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税）、 又は 電子納税証明書（電子データ）及び 納税証明データシート(電子データをプリントアウトしたもの)	**未納税額がないこと**の証明書（写し可） 様式その３の２（個人事業者） 様式その３の３（法人事業者） **ｅ－Ｔａｘ利用の場合** 電子納税証明書（電子データ）のファイル名を「“許可番号(8 桁)”.xml」と変更し、CD-R 又は USB メモリに保存する。納税証明データシートはフラットファイルに綴る。
10 格付	ISO9000S　ISO14000S エコアクション２１　の認証取得を示す登録証の写し（和文表記の登録証を提出）	令和８年 12 月１日時点で ISO、エコアクション２１の認証取得済みの者で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 ※ISO9001　ISO14001 については、No５「総合評定値通知書」において、ISO の登録の有無が「有」となっている場合、提出は不要 （フラットファイルには綴らないこと）
11 格付	障害者雇用状況報告書の写し （令和８年６月１日現在の状況）**（※１）**	障害者の**法定雇用義務がある**事業所はすべて提出 （フラットファイルには綴らないこと）
12 格付	障害者手帳の写し、療育手帳の写し又は、精神障害者保健福祉手帳の写し及び在籍が確認できる書類の写し（年末調整・健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面等）	障害者の**法定雇用義務がない**事業所で、令和８年６月１日時点で障害者を雇用している場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 （フラットファイルには綴らこと）
14 格付	No.４「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写し又は、登録証の写し（両面コピー可）	格付５業種を申請する場合で、別表「資格区分コード表」に記載されている申請業種に係る資格のみ提出　※技術士は合格証の写しでは不可
13 格付	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し　**※提出は１枚でよい。**	格付５業種を申請する場合のみ提出 **※「事業者番号」を確認できる書類**

No	提　出　書　類　等	備　　考
15 格付	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等（船員保険含む）の写し 又は、 監理技術者資格者証の写し等（両面コピー可）	格付５業種を申請する場合のみ提出 **※雇用の規模、技術者の常勤、新卒者雇用、若年者雇用、不当要求防止責任者の確認書類** ・報酬月額が 18 万円未満の場合は、常勤の技術者として認められません。 ・個人事業者（従業員が４人以下）で適用除外の場合は、「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し（３ヶ月分）」を添付すること。（技術者が事業主本人及び家族従業員の場合は除く）
16 格付	令和７年・８年に卒業した新卒者雇用に係る「卒業証書の写し」又は「卒業証明書（写し可）」 （1 名分のみ）	令和８年 12 月１日時点で新卒者（令和７年・８年）を雇用している企業が格付５業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 ※新卒者雇用に関する加点は、人数に関係なく一律５点となっているため、提出書類は１名分のみ （フラットファイルには綴らないこと）
17 格付	不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	令和８年 12 月１日時点で不当要求防止責任者を配置している企業が格付５業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 ※講習年月日が令和４年 12 月１日～令和８年 12 月１日の間となっている必要がある。 （フラットファイルには綴らないこと）
18 格付	「協力雇用主登録書控えの写し」 又は 「協力雇用主に関する証明書（写し可）」	令和８年 12 月１日時点で協力雇用主の登録を行っている企業が格付５業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 （フラットファイルには綴らないこと）
19 格付	建設キャリアアップシステムの事業者登録の完了メールの写し （ＩＤ、商号又は名称、日付が明確にわかるもの）	令和８年 12 月１日時点で建設キャリアアップシステムの登録を行っている業者が格付５業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 （フラットファイルには綴らないこと）

No	提　出　書　類　等	備　　考
20 格付	おきなわＳＤＧｓパートナーの登録証の写し（業者名や有効期限など登録証の記載内容が明確にわかるもの）	令和８年12月１日時点でおきなわＳＤＧｓパートナーの登録を行っている業者が格付５業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 （フラットファイルには綴らないこと）
21 格付	うちなー健康経営宣言証の写し （業者名など宣言証の記載内容が明確にわかるもの）	令和８年12月１日時点でうちなー健康経営宣言の登録を行っている業者が格付５業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 （フラットファイルには綴らないこと）
22	社会保険料納入証明書（写し可）	No５　「総合評定値通知書」において健康保険・厚生年金保険、雇用保険の加入が「無」となっている場合又はR8.7.1改正後の経営事項審査の結果通知を受けている場合に提出 ※社会保険料（健康・厚生年金保険、労働保険）については、令和８年９月分の未納がないこと
23	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可） 又は 労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの（写し可）	
24	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し可）又は他退職金共済事業加入証明書（写し可）	No５　「総合評定値通知書」において建設業退職金共済制度の加入が「無」となっている場合にのみ提出
25 格付	電子入札システムより出力される利用者情報	格付５業種を申請する場合で、電子入札対応業者である場合に提出 ※出力方法については、下記 URL を参照ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1015344/index.html
26	郵送申請・窓口申請どちらの場合も 申請書（副 申請者控）が入る規格の封筒（返信先記入・切手貼付）又はレターパック	返信先を記入すること。配達記録等を希望する場合は、必要額の切手を貼付。
27	結果通知書送付用切手（１４０円分）	９頁（５）審査結果の通知用 封筒に貼り付けたりせず、そのまま同封すること。

※１　障害者雇用義務については、労働者数が 40.0 人以上（除外率適用後）の事業所が対象となります。詳しくは、沖縄労働局職業対策課 TEL098-868-3701 に確認してください。

※ フラットファイルに綴らない書類は、許可番号を右上に記入してクリアファイルに入れて提出してください。

（４）提出方法及び提出部数

①　CD-R（審査後処分します）表面に許可番号、商号名称等を記入（窓口のみ USB メモリ可）。

②　申請書類等

以下に示すとおりに書類を整理し、背表紙と表紙に建設業許可番号と商号名称を記入したＡ４のフラットファイル（色は自由）に綴じ込んで提出してください。

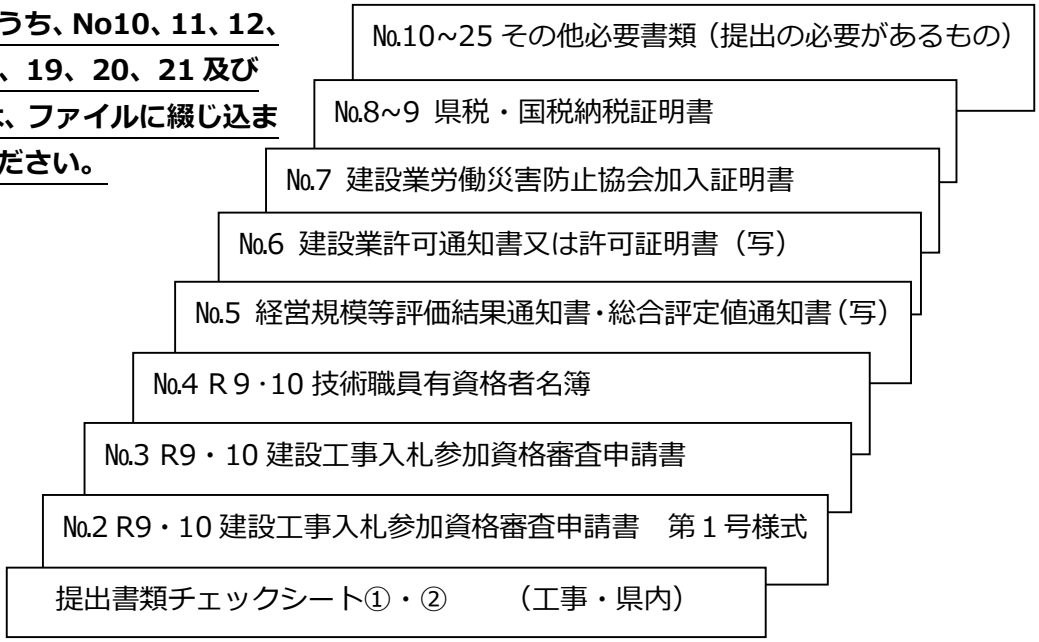
※提出書類は、チェックシートで確認のうえ提出してください。

※フラットファイルに綴らない書類は、許可番号を右上に記入してクリアファイルに入れて提出してください。

提出部数：２部（１部は県受付用原本（正）、１部は写し（副 申請者控）は受付後申請者に返却します。）

申請書（副 申請者控）については、No.２、No.３、No.４のみの提出も可。（添付書類は不要）

※提出書類のうち、No10、11、12、16、17、18、19、20、21 及び 140 円切手は、ファイルに綴じ込まず同封してください。



※ チェックシート①・②で提出書類を確認後、フラットファイルの一番上に綴ってください。
格付5業種を申請する場合・・・・・・・「チェックシート①・②」
格付5業種以外を申請する場合・・・「チェックシート①のみ」

（５）結果の通知

審査結果は**令和９年３月下旬までに**申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、技術・建設業課 建設業指導契約班（TEL098-866-2374）で**結果通知後 14 日以内に限り受付します。**

（６）申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、下記の事項に変更があった場合は、入札参加資格審査申請後変更届出書（第３号様式）と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

下記以外の変更事項（技術者の追加・削除、経審・許可の更新など）がある場合は、各事項において届出をし、入札参加資格審査申請後変更届出書を提出する必要はありません。

様式は、技術・建設業課ホームページからダウンロード出来ます。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1027288/index.html

変　更　事　項	添　付　（確　認）書　類
許可の変更 ・特定 → 一般 ・知事許可 ↔ 大臣許可	建設業許可通知書（写） 又は 許可証明書（原本又は写）
・商号名称 ・代表者	商業登記簿(写) 又は 建設業許可の変更届出書(写)（様式 22 号の 2）
本社の所在地	（同上）　※郵便番号も記載すること
・電話番号 ・ＦＡＸ番号	なし
廃業（一部廃業含む）	なし

【提出部数】　１部　（必要に応じて控えを作成してください。）
【提出先】　　知事許可業者　：　所轄の土木事務所
　　大臣許可業者　：　技術・建設業課建設業指導契約班

（7）入札参加資格審査申請後の承継

合併・営業譲渡・分割等による事業の承継については、技術・建設業課建設業指導契約班（TEL098-866-2374）へ **事前にお問い合わせください**。

なお、承継の申請を行う場合には、別添の「建設工事入札参加資格承継書（第４号様式）」の提出が必要です。

別表

市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所
	那覇市	47201	南部
	宜野湾市	47205	中部
	石垣市	47207	八重山
	浦添市	47208	中部
	名護市	47209	北部
	糸満市	47210	南部
	沖縄市	47211	中部
	豊見城市	47212	南部
	うるま市	47213	中部
	宮古島市	47214	宮古
	南城市	47215	南部
	国頭村	47301	北部
	大宜味村	47302	北部
国	東村	47303	北部
	今帰仁村	47306	北部
頭	本部町	47308	北部
	恩納村	47311	北部
郡	宜野座村	47313	北部
	金武町	47314	北部
	伊江村	47315	北部
	読谷村	47324	中部
中	嘉手納町	47325	中部
	北谷町	47326	中部
頭	北中城村	47327	中部
	中城村	47328	中部
郡	西原町	47329	中部
	与那原町	47348	南部
	南風原町	47350	南部
	渡嘉敷村	47353	南部
島	座間味村	47354	南部
	粟国村	47355	南部
尻	渡名喜村	47356	南部
	南大東村	47357	南部
郡	北大東村	47358	南部
	伊平屋村	47359	北部
	伊是名村	47360	北部
	久米島町	47361	南部
	八重瀬町	47362	南部
宮古	多良間村	47375	宮古
八	竹富町	47381	八重山
重	与那国町	47382	八重山
山			

別表

資格区分コード表

業種	区分	コード	資格名
土木	1級技術者	111	1級建設機械施工管理技士
		113	1級土木施工管理技士
	1級技士補	11F	1級建設機械施工管理技士補
		11H	1級土木施工管理技士補
	2級技術者	212	2級建設機械施工管理技士
		214	2級土木施工管理技士(土木)
	技術士(土木)	709	技術士:建設部門
		712	技術士:農業部門
		713	技術士:森林部門
		714	技術士:水産部門
建築	1級技術者	120	1級建築施工管理技士
		137	1級建築士
	1級技士補	12C	1級建築施工管理技士補
	2級技術者	221	2級建築施工管理技士(建築)
		238	2級建築士
	積　算　士	076	建築積算士(建築コスト管理士含む)
電気	1級技術者	127	1級電気工事施工管理技士
	1級技士補	12E	1級電気工事施工管理技士補
	2級技術者	228	2級電気工事施工管理技士
		155	第一種電気工事士
管	1級技術者	129	1級管工事施工管理技士
	1級技士補	12G	1級管工事施工管理技士補
	2級技術者	230	2級管工事施工管理技士
舗装	1級技術者	111	1級建設機械施工管理技士
		113	1級土木施工管理技士
	1級技士補	11F	1級建設機械施工管理技士補
		11H	1級土木施工管理技士補
	2級技術者	212	2級建設機械施工技士
		214	2級土木施工管理技士(土木)

第３号様式（第７条関係）

入札参加資格審査申請後変更届出書

年　　月　　日

大臣・知事コード

許可番号 □□第□□□□□□号

沖　縄　県　知　事　殿

商 号 名 称

代　表　者

令和９・10年度 建設工事入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

第４号様式(第８条関係)

建設工事入札参加資格承継書

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

許可番号
被承継者
住　　所
商号又は名称
代表者名

許可番号
承 継 者
住　　所
商号又は名称
代表者名

令和９・10年度　沖縄県建設工事入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

(資格承継する業種及び等級)

等　　級	業　　種

業　　種

沖縄県指令土第　　号

申請のとおり承認します。

年　　月　　日

沖縄県知事